Ⅱ、手話コミュ混合型（現状案）

条例の名称	『（仮称）箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例』
前文	前文　手話は言語である 　　障害者の意思疎通を促進する
総則	第１章　総則 　第１条　目的 第２条　定義 　第３条　基本理念 　第４条　市の責務 　第５条　市民の役割 　第６条　事業者等の役割 　第７条　意見の聴取 　第８条　財政上の措置
施策 （手話言語）	第２章　手話の利用環境の整備等 　第９条　　手話を学ぶ機会の提供 　第１０条　学校等による手話に対する理解の促進 　第１１条　事業者等による手話に対する理解の促進 　第１２条　手話による情報発信等 　第１３条　手話による意思疎通支援 　第１４条　手話通訳者の配置支援 　第１５条　手話通訳者の確保と養成
施策 （コミュニケーション）	第３章　意思疎通手段の利用環境の整備等 　第１６条　意思疎通手段を学ぶ機会の提供 　第１７条　学校等による意思疎通手段に対する理解の促進 　第１８条　事業者等による意思疎通手段に対する理解の促進 　第１９条　意思疎通手段による情報発信等 　第２０条　要約筆記による意思疎通支援 　第２１条　要約筆記者の配置支援 　第２２条　手話通訳者以外の意思疎通支援者の確保と養成
条例施行方法	第４章　雑則 　第２３条　委任

Ⅲ、役割分担型

条例の名称	『（仮称）箕面市手話言語の利用促進条例』	『（仮称）箕面市多様な意思疎通のための手段の利用促進条例』
前文	前文　手話は言語である	前文　障害者の意思疎通を促進する
総則	第１章　総則 第１条　目的 第２条　定義 第３条　基本理念 第４条　市の責務 第５条　市民の役割 第６条　事業者等の役割 第７条　意見の聴取 第８条　財政上の措置	第１章　総則 第１条　目的 第２条　定義 第３条　基本理念 第４条　市の責務 第５条　市民の役割 第６条　事業者等の役割 第７条　意見の聴取 第８条　財政上の措置
施策 （手話言語）		第２章　手話の利用環境の整備等 第９条　手話を学ぶ機会の提供 第１０条　学校等による手話に対する理解の促進 第１１条　事業者等による手話に対する理解の促進 第１２条　手話による情報発信等 第１３条　手話による意思疎通支援 第１４条　手話通訳者の配置支援 第１５条　手話通訳者の確保と養成
施策 （コミュニケーション）		第３章　意思疎通手段の利用環境の整備等 第１６条　意思疎通手段を学ぶ機会の提供 第１７条　学校等による意思疎通手段に対する理解の促進 第１８条　事業者等による意思疎通手段に対する理解の促進 第１９条　意思疎通手段による情報発信等 第２０条　要約筆記による意思疎通支援 第２１条　要約筆記者の配置支援 第２２条　手話通訳者以外の意思疎通支援者の確保と養成
条例施行方法		第４章　雑則 第２３条　委任

Ⅳ、並列型

条例の名称	『（仮称）箕面市手話言語の利用促進条例』	『（仮称）箕面市多様な意思疎通のための手段の利用促進条例』
前文	前文　手話は言語である	前文　障害者の意思疎通を促進する
総則	第１章　総則 第１条　目的 第２条　定義 第３条　基本理念 第４条　市の責務 第５条　市民の役割 第６条　事業者等の役割 第７条　意見の聴取 第８条　財政上の措置	第１章　総則 第１条　目的 第２条　定義 第３条　基本理念 第４条　市の責務 第５条　市民の役割 第６条　事業者等の役割 第７条　意見の聴取 第８条　財政上の措置
施策 （手話言語）	第２章　手話の利用環境の整備等 第９条　手話を学ぶ機会の提供 第１０条　学校等による手話に対する理解の促進 第１１条　事業者等による手話に対する理解の促進 第１２条　手話による情報発信等 第１３条　手話による意思疎通支援 第１４条　手話通訳者の配置支援 第１５条　手話通訳者の確保と養成	
施策 （コミュニケーション）		第３章　意思疎通手段の利用環境の整備等 第１６条　意思疎通手段を学ぶ機会の提供 第１７条　学校等による意思疎通手段に対する理解の促進 第１８条　事業者等による意思疎通手段に対する理解の促進 第１９条　意思疎通手段による情報発信等 第２０条　要約筆記による意思疎通支援 第２１条　要約筆記者の配置支援 第２２条　手話通訳者以外の意思疎通支援者の確保と養成
条例施行方法		第４章　雑則 第２３条　委任